

令和8年度 概算要求 非住宅 照明関連 まとめ資料

2025年12月9日版

※本資料は、LED照明および省CO₂に関連する事業ならびに令和7年度においてLED照明設備が直接または間接的に関与した事業について、現時点で各省庁の令和8年度 概算要求の公開資料から抜粋しました。

なお、今後事業内容や構成に見直しや変更、追加が行われる可能性があるため、最新の情報や詳細につきましては各省庁の公式ウェブサイトをご確認いただきますようお願い申し上げます。

東芝ライテック株式会社

目次

01	文部科学省	3頁
02	経済産業省	9頁
03	環境省	11頁
04	国土交通省	23頁

01

文部科学省

公立学校施設の整備

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現

令和8年度要求・要望額
+事項要求
(前年度予算額)
691億円



背景

- 学校施設の老朽化がピークを迎える中、子供たちの多様なニーズに応じた教育環境の向上と老朽化対策の一体的整備が必要。
- 中長期的な将来推計を踏まえ、首長部局との横断的な協働を図りながら、トータルコストの縮減に向けて計画的・効率的な施設整備を推進。
- 2050年のカーボンニュートラル達成に向けて、**脱炭素社会の実現**に貢献する持続可能な教育環境の整備を推進。

新しい時代の学校施設

新時代の学びに対応した教育環境向上と老朽化対策の一體的整備の推進

学校施設の長寿命化を図る老朽化対策

- パリアフリー化、特別支援学校の整備
- 他施設との複合化・集約化、校内ネットワーク環境の整備



老朽化対策と一体で多様な学習活動に対応できる多目的な空間を整備

他施設との複合化により学習環境を多機能化しつつ、効率的に整備

国土強靭化

防災・減災、国土強靭化の推進

非構造部材の耐震対策等

避難所としての防災機能強化

空調設置、洋式化を含めたトイレ改修等



激甚化・頻発化する災害への対応
(能登半島地震における外壁・内壁落下)

避難所としての防災機能強化
(パリアフリートイレの整備)

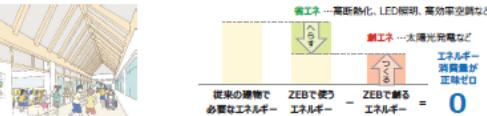
脱炭素化

脱炭素化の推進

学校施設のZEB※化
(高断熱化、LED照明、高効率空調、太陽光発電等)

木材利用の促進（木造、内装木質化）

※Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建築物



柱や内装に木材を活用し、温かみのある学習環境や脱炭素化を実現

学校施設のZEB化

※Net Zero Energy Building（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）の略称で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建築物

改正事項

大規模改造（特別防犯対策）事業の時限延長（令和10年度まで）等

標準仕様の見直しや物価変動の反映等による増：**対前年度比 +16.6%**

小中学校校舎（鉄筋コンクリート造の場合）：R7:325,700円/m² ⇒ R8:379,700円/m²

- 3 -

(担当：大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課)

文部科学省

【出典】

- 令和8年度概算要求主要事項 P3
- 文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部

https://www.mext.go.jp/content/20250826ope_dev02-000044427_2.pdf

東芝ライテック株式会社

© 2025 Toshiba Lighting & Technology Corporation

4

国立大学・高専等施設の整備



令和8年度要求・要望額 771億円+事項要求
(前年度予算額 364億円)

現状・課題

- 急速な少子化や生産年齢人口の減少による地域社会の疲弊や、気候変動等による大規模自然災害の激甚化・頻発化等、国立大学法人等には多様化・複雑化する社会的な課題に対応する「知と人材の集積拠点」としての役割が求められている。
- 一方、築25年以上の建物面積の過半が老朽化していることに加えて、昭和40～50年代に整備した膨大な施設の更新時期が到来し、安全面、機能面、経営面で大きな課題を抱えており、その対応が急務である。





安全面 老朽化による事故発生が頻発

機能面 スペース不足、教育研究機能の低下

経営面 エネルギーロス等による財政負担の増大

国立大学等施設の目指す方向性

「第6次国立大学法人等施設整備5か年計画（令和8～12年度）策定に向けた中間まとめ」より

地域と共に発展するキャンパス全体のイノベーション・コモンズ（共創拠点）の実装化

大学等の施設を活用し、産学官金等の有機的なつながりや共創活動を活性化することで、地域課題の解決や新産業の創出等、その成果を地域に還元

※イノベーション・コモンズ：キャンパス全体が有機的に連携し、ソフト・ハードの取組が一体となり、あらゆる分野、あらゆる場面で、あらゆるプレイヤーが「共創」することで、新たな価値を創造できる拠点

地域の防災拠点の実現

災害発生時、多様なステークホルダー等の安全確保や教育研究活動を継続するための耐災害性の強化
災害拠点病院や地域の避難所等としての防災機能の強化

事業内容

今後策定する「第6次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、国立大学法人等施設の戦略的なリノベーション等を基本とした、キャンパス全体のイノベーション・コモンズ（共創拠点）の実現に向けた取組の更なる推進と、耐災害性等の強化による地域の防災拠点の実現を目指す。その際、物価高騰を踏まえたうえで必要な整備量の確保を目指す。

①耐災害性の強化

耐震対策・防災機能強化、老朽改善、ライフラインの計画的な更新


→


②イノベーション拠点の強化等

安全確保と併せた人材育成、先端研究、グローバル化等に貢献する施設整備、附属病院の再生


→


③カーボンニュートラルに向けた取組

老朽改修と同時にZEB化を推進するための先導モデル事業の実施、省エネの取組の加速化


→


- 6 -

(担当：大臣官房文教施設企画・防災部計画課)

文部科学省

【出典】

- 令和8年度概算要求主要事項 P6
- 文部科学省 大臣官房文教施設企画・防災部

https://www.mext.go.jp/content/20250826-ope_dev02-000044427_2.pdf

東芝ライテック株式会社

© 2025 Toshiba Lighting & Technology Corporation

5

私立学校施設・設備の整備の推進

背景説明
目的・目標
令和8年度要求・要望額 351億円 + 事項要求
(前年度予算額 91億円)

1. 第1次国土強靭化実施中期計画の推進による安全・安心な教育環境の実現

私立学校施設は、学生・生徒等^{※1}の学習・生活の場のみならず、災害時の避難所機能を果たす^{※2}ことから、安全・安心な環境の確保は備えるべき基本条件として極めて重要

※1 私立学校に通う学生・生徒の割合 大学：約75% 高校：約35%

※2 指定避難所等を有する私立学校 大学：約5割 小・中・高・特：約4割 [R6調査]

- 非構造部材（吊り天井・外壁など）や構造体の耐震対策
- 避難所機能の強化（空調・自家発電・備蓄倉庫・バリアフリー化など）
- バリアフリー（合理的配慮）対応（EV・多目的トイレなど）
- 防犯対策 ●アスベスト対策

このほか日本私立学校振興・共済事業団において耐震化・施設の建替え等の融資事業を実施
事業（貸付）規模 600億円（うち財政融資金 288億円）

123億円（45億円）

【耐震対策の実施率（%）令和6年4月1日時点】

①構造体の耐震化	大：94.6 [国：99.9] 高：94.6 [公：99.9]
②屋体等の吊り天井等の対策	大：73.3 [国：99.8] 高：83.2 [公：99.6]
③②を除く非構造部材の対策	大：20.8 [国：78.7] 高：43.1 [公：68.0]

「第1次国土強靭化実施中期計画」（令和7年6月6日閣議決定）私立学校施設に関する目標
 -構造体の耐震対策を令和10年度までに完了
 -非構造部材の耐震対策や避難所施設のバリアフリー化を令和22年度までに完了
 -国公立に比べ耐震対策（特に非構造部材）の遅れが顕著、対策の強力な推進は喫緊の課題

補助率 大学1/2以内・高校等1/3以内等 三者等の耐震補強・防犯対策の一括に補助率の嵩上げあり

2. 私立大学等の教育研究基盤の向上

私立大学等の基盤的な教育研究設備の充実を図りつつ、日本の産業を支える理工農系人材の育成等に必要な研究設備への重点支援を行う

●教育研究環境（装置^{※3}・設備・施設）の高度化

※3 情報通信ネットワークの構築に要する光ケーブル等敷設工事を含む



【装置の例】高分解能走査電子顕微鏡
・物質構造を微小領域（ナノレベル）で観察可能
・学生が授業で活用し、高度な分析技術を習得



【設備の例】DNAシーケンサー
- DNAの塩基配列を解明
- 遺伝病や感染症の診断・治療法の開発等に大きく寄与

補助率 装置・施設1/2以内

126億円（23億円）

3. 私立高等学校等のICT環境整備による教育DXの推進

学校教育の基盤的なツールであるICT教育端末・設備を更新し、各私立学校の特色を活かした個別最適な学び・協働的な学びを実現

●1人1台端末の整備 ●電子黒板や周辺機器等ICT教育設備 ●校内LANの整備

【教育DXの推進】

補助率 端末整備2/3以内 ICT教育設備整備1/2以内 校内LAN整備1/3以内

25億円（22億円）

4. 熱中症・光熱費高騰・温暖化等への対応の加速化による持続可能な教育環境の実現

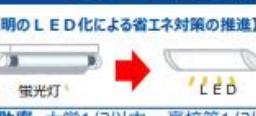
熱中症による事故を防止するため空調設備の整備を推進とともに、光熱費高騰等への対応として省エネルギー化を加速することにより、持続可能な教育研究環境を実現し、温暖化対策に貢献

●空調設備の整備や省エネルギー機器の導入 ●照明設備のLED化

【エアコン整備 熱中症対策】



【照明のLED化による省エネ対策の推進】



補助率 大学1/2以内・高校等1/3以内

76億円（1億円）

※単位未満四捨五入のため、計が一致しない場合がある。

11

文部科学省

【出典】

●令和8年度概算要求主要事項 P11

●文部科学省高等教育局私学部

https://www.mext.go.jp/content/20250826ope_dev02-000044427_6.pdf

東芝ライテック株式会社

© 2025 Toshiba Lighting & Technology Corporation

6

私立幼稚園施設整備費補助金

令和8年度要求・要望額 24億円 + 事項要求
(前年度予算額 5億円)



令和6年度補正予算額 23億円

現状・課題・事業内容

○ 喫緊の課題となっている国土強靭化の取組を推進する園舎や外壁等の非構造部材の**耐震対策**、子どもの命を守る**防犯対策**、省エネルギーの推進に向けた**エコ改修**、**バリアフリー化**等の施設整備に要する経費を支援する。

- | | |
|------------|---|
| 1 耐震補強 | … 耐震補強 非構造部材の耐震対策、耐震診断、防災機能強化 |
| 2a 防犯対策 | … 門・フェンス・防犯監視システム等の設置 |
| 2b 特別防犯対策 | … 防犯カメラ・オートロックシステム・非常通報装置等を含めた防犯対策整備
(R5~ : 補助率の嵩上げ1/3→1/2をR10まで延長) |
| 3 新築・増築・改築 | … 新築、増築、耐震改築、その他危険建物の改築
(R8 : Is値0.3未満等の耐震改築については、補助率の嵩上げ1/3→1/2による促進) |
| 4 アスベスト等対策 | … 吹き付けアスベストの除去等 |
| 5 屋外教育環境整備 | … アスレチック遊具、屋外ステージ、防音壁等の整備 |
| 6 エコ改修 | … 太陽光発電、省エネ型設備等の設置・改修 |
| 7 内部改修 | … 預かり保育、衛生環境改善のための園舎改修（トイレの乾式化、空調整備等）
(R8 : 特別支援教育対策のための設備経費を新たに計上) |
| 8 バリアフリー化 | … スロープの設置、トイレのバリアフリー化等の整備 |



対象校種	私立の幼稚園
実施主体	事業者（学校設置者）
事業開始年度	昭和42年度～

補助割合	国1/3、事業者2/3
	※地震による倒壊等の危険性が高い施設の耐震補強・耐震改築 特別防犯対策 国1/2、事業者1/2
対象経費	工事費、実施設計費、耐震診断費等

（担当：初等中等教育局幼児教育課）

文部科学省

【出典】

- 令和8年度概算要求主要事項 P36
- 文部科学省 初等中等教育局
https://www.mext.go.jp/content/20250826ope_dev02-000044427_4.pdf

体育・スポーツ施設整備 (学校施設環境改善交付金等)

令和8年度要求・要望額
(前年度予算額)

5,060,000千円
3,208,456千円



事業開始年度

平成23年度～

- ▶ 自治体が整備する体育・スポーツ施設に対して学校施設環境改善交付金を交付することにより、以下を推進する。
 - 地域のスポーツ環境の充実
 - 災害時には避難所として活用されるための環境整備（耐震化及び空調設備の整備等）
 - 2050年カーボンニュートラル達成に向けて、脱炭素社会の実現に寄与する環境整備

スポーツをする場の確保

- 学校のプール、武道場の新改築等
- 地域の拠点となる運動場、体育館、プール、武道場等の新改築等

※改築：既存の施設を全部取り壊し、更地にしてから同様の施設を造る工事

国土強靭化の推進

避難場所の活用

- 地域のスポーツ施設の耐震化（構造体・非構造体）
- スポーツ施設の空調整備

脱炭素社会の推進

- 地域のスポーツ施設に再生可能エネルギーを整備
- CO₂排出減に寄与する整備を支援

補助対象

地方公共団体

算定割合

1 / 3 補助

※空調新設、災害対応の浄水プール、公共施設（公立図書館等）を相手方とする、社会体育施設の複合化・集約化等は1/2

R8制度改正

- 社会体育施設の空調整備（新設）について、補助率引上げ措置の期間延長【5年間延長（R8～R12）】
- 屋内学校プールの新改築事業について、補助率を1/2に引上げ

事業開始年度

令和5年度～

- ▶ 地域スポーツクラブ活動で必要な用具の保管のための用具庫等、運動部活動の地域スポーツクラブ活動への移行に資する施設について、整備・改修（51億円の内0.6億円）を支援する。

補助対象

地方公共団体

補助対象となる学校種

公立中学校

算定割合

1 / 3 補助

効果

- ✓ 災害に強く、災害時にも快適に過ごせるスポーツ施設を整備することで、災害に強いまちづくりに繋がる。
- ✓ 環境にやさしい地域のスポーツ施設を増やし、脱炭素社会の実現に貢献する。
- ✓ 地域スポーツクラブ活動に必要な整備・改修を支援することで、地域のスポーツ環境整備を促進する。

担当：スポーツ庁参事官（地域振興担当）付

文部科学省

【出典】

- 令和8年度概算要求主要事項 P11
- 文部科学省 スポーツ庁

https://www.mext.go.jp/sports/content/20250829-spt_sseisaku01-000044431.pdf

02

経済産業省

省エネルギー投資促進・需要構造転換支援事業費補助金

国庫債務負担行為要求額 **2,025億円** ※令和8年度概算要求額：1,810億円（760億円） 省エネルギー課

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部

経済産業省

事業目的・概要

事業目的

本事業は、工場・事業場全体で行う、先進型設備等の導入や、機械設計を伴う設備、事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備又は省エネ効果の高い特定の設備の組み合わせ導入、脱炭素につながる電化・燃料転換を伴う設備更新を支援することにより、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする。

その際、企業の複数年の投資計画に対応する形で支援を実施し、特に中小企業の省エネ投資需要を掘り起こす。

また、工場等における省エネ性能の高い設備・機器への更新を促進することにより、温室効果ガスの排出削減と我が国の産業競争力強化を共に実現する。

事業概要

工場・事業場において実施されるエネルギー消費効率の高い設備への更新等を以下の取組を通じて支援する。

- (1) 工場・事業場型：工場・事業場全体で行う、先進型設備等の導入や、機械設計を伴う設備、事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備又は省エネ効果の高い特定の設備の組み合わせ導入を支援
- (2) 電化・脱炭素燃転型：化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う設備等の導入を支援
- (3) エネルギー需要最適化型：効果が高いと指定したエネルギーマネジメントシステムを用いて、効果的にエネルギー使用量削減及びエネルギー需要最適化を図る事業を支援

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



- (1) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内（一定の要件を満たす場合には中小企業2/3以内、大企業1/2以内等）
上限額：15億円（非化石転換設備の場合は20億円等）
- (2) 補助率：1/2以内
上限額：3億円（電化の場合は5億円）
- (3) 補助率：中小企業1/2以内、大企業1/3以内
上限額：1億円

成果目標・事業期間

2030年度におけるエネルギー需給の見通しにおける産業部門・業務部門の省エネ対策（2,700万kWh程度）中、省エネ設備投資を中心とする対策の実施を促進し、本事業による効果も含めて、省エネ量2,155万kWhの達成を目指す。

【出典】

- 令和8年度概算要求主要事項 P12
- 経済産業省 資源エネルギー庁

https://www.meti.go.jp/main/yosangaisan/fy2026/pr/pdf/pr_gx.pdf

03

環境省

地域脱炭素推進交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金等)



環境省

【令和8年度要求額 70,118百万円 (38,521百万円)】

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、地域脱炭素推進交付金により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」（令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定）や地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）等を踏まえ、脱炭素先行地域等での取組により展開してきた地域脱炭素のうねりを更に大きくし、全国展開のための基盤を確固たるものとするため、地域課題や地域特性に応じた創意工夫ある地域脱炭素の取組を高度化・展開していくこと（「地域脱炭素2.0」）等を目的とする。

2. 事業内容

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX】

<地域脱炭素1.0>

- ①脱炭素先行地域づくり事業への支援
- ②重点対策加速化事業への支援
- ③民間神益型自営線マイクログリッド等事業への支援

<地域脱炭素2.0>

- ④高度化・展開促進事業【新規】
脱炭素ドミノの進展に向けて、新たな技術や先進的な技術を地域に導入する取組や、地域の脱炭素化を担う中核的な主体と連携した取組を支援する。

(2) 地域脱炭素施策評価・検証・監理等事業

地域脱炭素推進交付金についてデータ等に基づき評価・検証し、事業の改善に必要な措置を講ずるとともに、適正かつ効率的な執行監理を実施する。

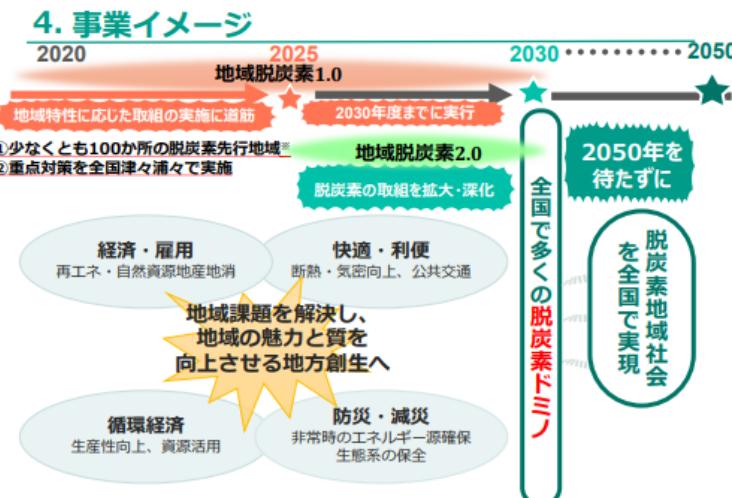
3. 事業スキーム

■事業形態 (1) 交付金 (2) 委託費

■交付対象・委託先 (1) 地方公共団体等 (2) 民間事業者・団体等

■実施期間 令和4年度～令和15年度

お問合せ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233



※地域特性・地域課題等で類型化
先進性・モデル性等を評価し、評価委員会で選定

<参考：(1) 交付スキーム>

- (a)地方公共団体が事業を実施する場合 国 → 地方公共団体
- (b)民間事業者等も事業を実施する場合 国 → 地方公共団体 → 民間事業者等

環境省

【出典】

- 令和8年度概算要求主要事項 P1
- 環境省 大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ

<https://www.env.go.jp/content/000335876.pdf>

地域脱炭素推進交付金 事業内容

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金)

①脱炭素先行地域づくり事業

交付要件：脱炭素先行地域に選定されていること（一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO₂排出実質ゼロ達成 等）。

対象事業：地域と暮らしに密接に関わる民生部門の電力消費に伴う二酸化炭素排出について2030年度までに実質ゼロを実現することなどに先行的に取り組む地域として、環境省が選定した地域において、当該実現のための取組に対し支援する。

交付率：原則2／3

事業期間：概ね5年程度

②重点対策加速化事業

交付要件：再エネ発電設備を一定以上導入すること（都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市：1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上）。

対象事業：屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの脱炭素の基盤となる重点対策について、交付金により行われる加速的な取組に対し支援する。

交付率：2／3～1／3、定額

事業期間：概ね5年程度

③民間裨益型自営線マイクログリッド等事業（GX）

交付要件：脱炭素先行地域に選定されていること。

対象事業：官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域等において、温室効果ガス排出削減効果の高い再エネ・省エネ・蓄エネ設備等の導入を支援する。

交付率：原則2／3

事業期間：概ね5年程度

④高度化・展開促進事業 【新規】 (地域イノベーションモデル)

交付要件：ア.新たな技術や先進的な技術（高度なエリアマネジメントや、熱の脱炭素化など）を地域に導入する取組みであること。
イ.地域金融機関や地域エネルギー会社などの地域の脱炭素化の中核を担う主体と連携した取組みであること。

対象事業：ア.地域での面的な脱炭素化の更なる拡大に向け、高度なエリアマネジメントによる脱炭素化の取組や、新たな脱炭素技術・製品の初期需要の創出に対し支援する。

イ.地元中小企業等の脱炭素化の推進、地域エネルギー会社の育成、営農型太陽光発電による地域課題解決と併せた脱炭素化の取組など、地域内の様々な主体が連携した脱炭素化の取組みに対し支援する。

交付率：ア.原則2／3

イ.2／3～1／3、定額

事業期間：概ね5年程度



屋根置き自家消費型太陽光発電



木質バイオマスのエネルギー利用



家畜排せつ物のエネルギー利用



蓄電池の導入



エネルギー管理システム導入



H₂



ZEB/ZEH



H₂



LED



省エネ設備の最大限採用



ゼロカーボン・ドライブ



マイクログリッド

環境省

【出典】

- 令和8年度概算要求主要事項 P2
- 環境省 大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ

<https://www.env.go.jp/content/000335876.pdf>

業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（経済産業省・国土交通省連携事業）



【令和8年度要求額 6,000百万円（1,200百万円）】

（※3年間で総額10,000百万円の国庫債務負担）

業務用建築物の脱炭素化を早期に実現するため、外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、既存建築物の外皮の高断熱化や高効率空調機器等の導入を支援し、業務用建築物の脱炭素化とウェルビーイング／高い生活の質の実現を図る。

2. 事業内容

（1）業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（新規採択分）

既存建築物の外皮の高断熱化及び高効率空調機器等の導入を促進するため、設備補助を行う。

○主な要件：改修後の外皮性能BPIが1.0以下となっていること及び一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から40%（用途によっては30%）程度以上削減されること（※ZEB基準の水準の省エネ性能を達成）、エネルギー管理を行うこと 等

○主な対象設備：断熱窓、断熱材、高効率空調機器、高効率照明器具、高効率給湯機器等のうち、トップランナー制度目標水準値を超えるもの等、一定の基準を満たすもの。
※一定の要件を満たした外部の高効率熱源機器からエネルギーを融通する場合は、当該機器等も対象とする。

○補助率：1/2以内 等

（2）業務用建築物の脱炭素改修加速化事業（過年度予算からの継続案件のみ）

過年度予算からの継続案件に対する予算措置。

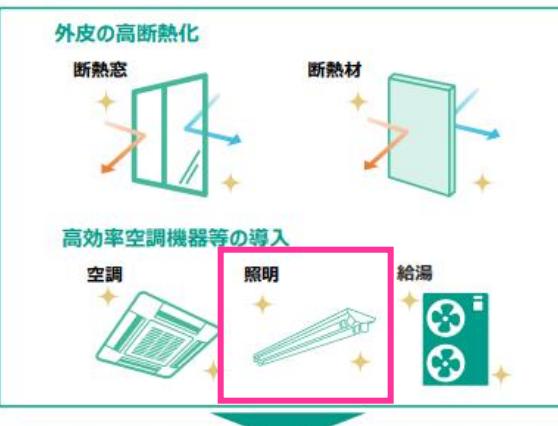
3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助事業

■補助対象 地方公共団体、民間事業者、団体等

■実施期間 令和5年度～

4. 事業イメージ



省エネルギー基準から、用途に応じて30%又は40%程度以上削減

※ ZEB基準の水準の省エネ性能：一次エネルギー消費量が省エネルギー基準から用途に応じて30%又は40%程度削減されている状態。

お問合せ先：地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室

電話：0570-028-341

環境省

【出典】

- 令和8年度概算要求主要事項 P1
- 環境省 地球環境局

<https://www.env.go.jp/content/000335886.pdf>

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（地域レジリエンス事業）

令和8年度 概算要求（照明関連）

地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共避難施設・防災拠点への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業（地域レジリエンス事業）



【令和8年度要求額 5,000百万円（2,000百万円）】



環境省

災害・停電時に公共施設等へエネルギー供給が可能な自立分散型エネルギー設備等の導入を支援します。

1. 事業目的

第1次国土強靭化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）における「避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄電池・太陽光発電等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策」として、また、地球温暖化対策計画（令和7年2月18日閣議決定）に基づく取組として、地方公共団体における公共施設等への再生可能エネルギーの率先導入を実施することにより、地域のレジリエンス（災害等に対する強靭性の向上）と地域の脱炭素化を同時実現する。

2. 事業内容

公共施設等※1への再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の脱炭素化に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

設備導入事業として、再生可能エネルギー設備、熱利用設備、コジェネレーションシステム（CGS）及びそれらの附帯設備（蓄電池※2、充放電設備、自営線、熱導管等）並びに省CO2設備（高機能換気設備、省エネ型浄化槽含む）等を導入する費用の一部を補助する。

※1 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設及び公用施設、又は業務継続計画により災害等発生時に業務を維持するべき公共施設及び公用施設（例：防災拠点・避難施設・広域防災拠点・代替庁舎など）

※2 蓄電池としてEVを導入する場合は、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに蓄電容量の1/2×4万円/kWhを補助。

（都道府県・指定都市による公共施設等への太陽光発電設備導入はPPA等に限る。）

3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助 都道府県・指定都市：1/3、市区町村（太陽光発電又はCGS）：1/2、市区町村（地中熱、バイオマス熱等）及び離島：2/3

■補助対象 地方公共団体 [PPA・リース・エネルギーサービス事業で地方公共団体と共に申請する場合に限り、民間事業者・団体等も可]

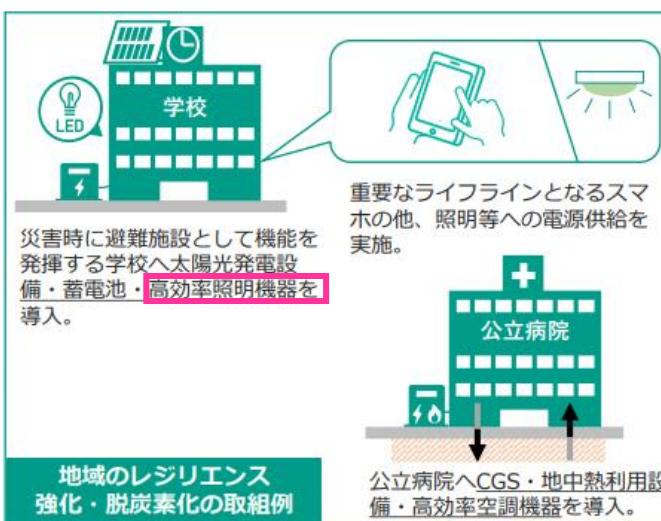
■実施期間 令和3年度～

お問い合わせ先： 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ 地域脱炭素事業推進課 電話：03-5521-8233
(浄化槽について) 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155

4. 支援対象

- 地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設等
- 業務継続計画により、災害等発生時に業務を維持するべき公共施設等

- ・再生エネルギー設備
- ・蓄電池
- ・CGS
- ・省CO2設備
- ・熱利用設備 等



環境省

【出典】

- 令和8年度概算要求主要事項 P1
- 環境省 大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ

<https://www.env.go.jp/content/000335880.pdf>

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業 (一部農林水産省・経済産業省・国土交通省連携事業) デコ活



【令和8年度要求額 12,463百万円 (3,820百万円)】



環境省

業務用建築物のZEB化・省CO2設備の導入等の支援により、脱炭素化と健やかで強い社会づくりを目指します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、一度建築されるとストックとして長期にわたりCO2排出に影響する建築物のZEB化や省CO2設備の導入等を支援することで、建築物の脱炭素化を促進するとともに、ウェルビーイング／高い生活の質の実現やレジリエンス向上の同時実現を目指す。

2. 事業内容

(1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 (一部経済産業省連携事業)

- ①新築建築物のZEB普及促進支援事業
- ②既存建築物のZEB化普及促進支援事業
- ③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

(2) ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業)

- ①ライフサークルカーボン削減型の新築ZEB支援事業
- ②低炭素型建材活用新築ZEB支援事業
- ③ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

(3) 水インフラにおける脱炭素化推進事業 (農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業)

(4) CE×CNの同時達成に向けた木材再利用の方策等検証事業 (農林水産省連携事業)

(5) 省CO2化と災害・熱中症対策を同時に実現する施設改修等支援事業 (一部国土交通省連携事業)

- ①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業
- ②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

(6) サステナブル倉庫モデル促進事業 (国土交通省連携事業)

3. 事業スキーム

- 事業形態
 - 委託先及び補助対象
 - 実施期間
- } メニュー別スライドを参照

お問い合わせ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 ほか 電話：0570-028-341

環境省

【出典】

●令和8年度概算要求主要事項 P1

●環境省 地球環境局

<https://www.env.go.jp/content/000335888.pdf>

4. 事業イメージ



(1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 (一部経済産業省連携事業)

令和8年度 概算要求 (照明関連)

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、

(1) ZEB普及促進に向けた省エネルギー建築物支援事業 (一部経済産業省連携事業)



業務用建築物のZEB化の普及拡大のため、高効率な設備の導入支援や省CO2改修の可能性調査を支援します。

1. 事業目的

新築・既存の業務用建築物に対するZEB化に資する省CO2設備の導入、またそのための既存建築物に係る省CO2改修によるZEB化の可能性調査を支援することで、ZEB化の普及拡大を強力に支援する。

2. 事業内容

①新築建築物のZEB普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

②既存建築物のZEB化普及促進支援事業 (経済産業省連携事業)

建築物のZEB化に資するシステム・設備機器等の導入を支援する。

◆補助要件：ZEBの基準を満たすと共に、計量区分ごとにエネルギーの計量・計測を行い、データを収集・分析・評価できるエネルギー管理体制を整備すること、需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること、新築建築物については再エネ設備を導入すること、ZEBリーディング・オーナーへの登録を行うこと、ZEBプランナーが関与すること 等。

◆優先採択：以下に該当する事業については優先的に採択する。

- ・補助対象事業者が締結した建築物木材利用促進協定に基づき木材を用いる事業
- ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業 等

◆採択時優遇：建材一体型太陽電池を導入する事業 等

③業務用建築物ストックの省CO2改修調査支援事業

既存建築物ストックの省CO2改修によるZEBの達成可能性・省CO2効果についての調査を支援する。

◆補助要件：ZEBプランナーが関与すること、BEIを算出すること、技術、設計手法、費用等のデータを公開すること等。

3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助事業 (①②2/3~1/6 (延べ面積に応じて上限3~5億円)

③1/2 (上限100万円))

■補助対象 地方公共団体※3、民間事業者、団体等※4

■実施期間 令和5年度～令和10年度

お問合せ先：環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話：0570-028-341

環境省/

【出典】

●令和8年度概算要求主要事項 P2

●環境省 地球環境局

https://www.env.go.jp/content/00033588_8.pdf

4. 補助対象等

延べ面積	ZEBランク	補助率等			
		新築建築物		既存建築物	
		事務所等 以外※1	事務所等 ※2	事務所等 以外	事務所等 等
2,000m ² 未満	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready	1/2 1/3 対象外	1/4 1/5 対象外	2/3 1/2 対象外	1/3 1/4 対象外
2,000m ² ～10,000m ²	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready	1/2 1/3 1/4	1/4 1/5 1/6	2/3 2/3 2/3	1/3 1/3 1/3
10,000m ² 以上	『ZEB』 Nearly ZEB ZEB Ready ZEB Oriented	1/2 1/3 1/4 1/4	1/4 1/5 1/6 対象外	2/3 2/3 2/3 対象外	1/3 1/3 1/3 対象外

※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事業所等」以外の建築用途を指す。

※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の建築用途を指す。

※3 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区を除く。
(建築用途が病院等の場合は、都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市及び特別区も対象)

※4 ①②について、延べ面積において新築の場合10,000m²以上、既存の場合2,000m²以上の建築物については民間事業者・団体等は対象外

(2) ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業

(一部農林水産省、
経済産業省、国土交通省連携事業)

令和8年度 概算要求（照明関連）

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、

(2) ライフサイクルカーボン削減型の先導的な新築ZEB支援事業 (一部農林水産省、経済産業省、国土交通省連携事業)



建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を支援します。

1. 事業目的

運用時のみならず建築物のライフサイクルカーボンの削減を目指す取組を促すため、先導的にライフサイクルカーボンの算定や、低炭素型建材の活用を行う事業について支援する。

※注 ライフサイクルカーボン：建築物の構成部材の調達や設備の製造から解体に至るまでのライフサイクル全体において発生する温室効果ガス

2. 事業内容**①ライフサイクルカーボン削減型の新築ZEB支援事業**

建築物がライフサイクル全体（運用時、建築時及び廃棄時）で排出するCO2などの温室効果ガス（ライフサイクルカーボン）の削減を目指す取組を促すため、ライフサイクルカーボンを算定する事業を支援する。

- ◆補助要件：ライフサイクルカーボンを算定すること、ZEB Oriented基準以上の省エネエネルギー性能を満たすこと、エネルギー管理体制を整備すること 等
- ◆補助対象経費：ZEB化に資するシステム・設備機器の導入に伴う費用 等※3

②低炭素型建材活用新築ZEB支援事業

- ①に加え、低炭素型の建材（鉄、コンクリート、木材等）を使用する建築物について支援する。
- ◆補助要件：①に加え低炭素型の建材を導入すること 等
- ◆補助対象経費：①に加え低炭素型の建材の導入に伴う費用

③ZEB化推進に係る調査・普及啓発等検討事業

建築物のZEB化を先導・推進するために必要な調査及び普及啓発の検討等を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①②間接補助事業（55%～21%（上限5億円））③委託事業
- 補助対象及び委託先 地方公共団体※4、民間事業者、団体等※5
- 実施期間 令和6年度～令和10年度

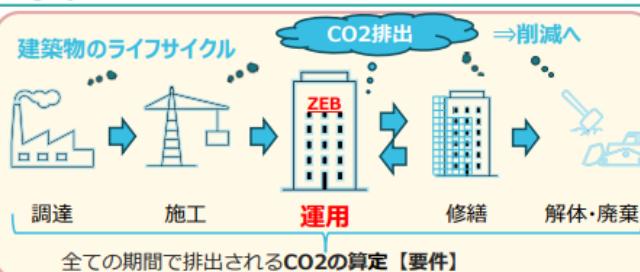
お問合せ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話：0570-028-341

環境省**【出典】**

●令和8年度概算要求主要事項 P3

●環境省 地球環境局

<https://www.env.go.jp/content/000335888.pdf>

4. 事業イメージ

ZEBランク	補助率 (%)	
	事務所等以外 ※ 1	事務所等 ※ 2
『ZEB』	55	30
Nearly ZEB	38	25
ZEB Ready	30	21
ZEB Oriented	30	対象外

※1 「事務所等以外」は、ホテル等、病院等、物品販売業を営む店舗等、学校等、飲食店等、集会所等の「事務所等」以外の用途を指す。

※2 「事務所等」は、事務所、官公署等の用途を指す。

※3 EV等（外部給電可能なものに限る。）を充放電設備とセットで購入する場合に限り、蓄電容量の1/2×4万円/kWh補助（上限あり）。

※4 ①②について、都道府県、指定都市、中核市、施行特例市及び特別区を除く（用途が病院等の場合、すべての地方公共団体が対象）。

※5 ①②について、延べ面積が10,000m²以上の場合、民間事業者・団体等は対象外。

(5) 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業 (一部国土交通省連携事業) 令和8年度 概算要求 (照明関連)

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、

(5) 省CO2化と災害・熱中症対策を同時実現する施設改修等支援事業 (一部国土交通省連携事業)



業務用施設に高効率設備等を導入支援することにより、省CO2化と熱中症対策・レジリエンス向上を行います。

1. 事業目的

様々な業務用施設の改修に際して高効率設備等を導入支援することにより、既存建築物のCO2排出量の削減と、熱中症対策に資する施設やフェーズフリー性を兼ね備えた施設の普及を図る。

2. 事業内容

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業 (一部国土交通省連携事業)

1. クーリングシェルターの普及に向けた高効率空調導入支援事業

既存建築物に熱中症対策等にも資する高効率空調等を導入してクーリングシェルターの普及を図る事業を支援する。(補助率：1/3、上限：1,000万円)

2. 民間建築物等における省CO2改修支援事業

高効率機器への更新により既存民間建築物の省CO2化を図る事業を支援する。(補助率：1/3、上限：3,500万円)

3. アントビルの省CO2改修支援事業

オーナーとテナントがグリーンリース契約等を結び、協働して省CO2化を図る事業を支援する。(補助率：1/3、上限：4,000万円)

4. 空き家等における省CO2改修支援事業

空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、高効率機器の導入を支援する。(補助率：1/3、上限：1,000万円)

◆補助要件：各事業による指定のCO2排出削減、運用改善に係る取組の実施等

②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業

災害時の活動拠点やクーリングシェルターとしても利用可能な独立型施設（コンテナハウス等）に対して、高機能空調、再エネ設備等の導入支援を行う。(補助率：1/3) ※コンテナハウス本体等は補助対象外。

3. 事業スキーム

■事業形態 間接補助事業

■委託先 地方公共団体、民間事業者、団体等

■実施期間 令和5年度～令和10年度

お問い合わせ先：環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室
大臣官房環境保健部企画課熱中症対策室

電話：0570-028-341

環境省

【出典】

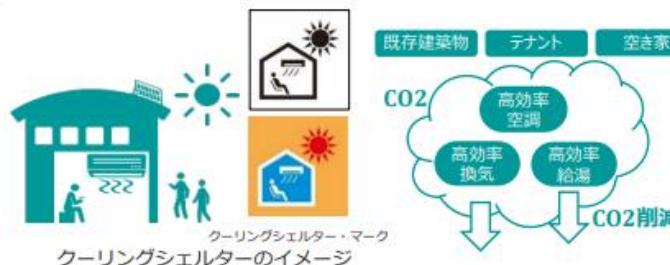
●令和8年度概算要求主要事項 P6

●環境省 地球環境局

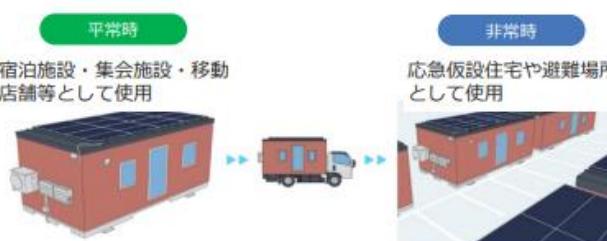
<https://www.env.go.jp/content/00033588.8.pdf>

4. 事業イメージ

①業務用施設における省CO2化・熱中症対策等支援事業のイメージ



②フェーズフリーの省CO2独立型施設支援事業のイメージ



(6) サステナブル倉庫モデル促進事業 (国土交通省連携事業)

令和8年度 概算要求 (照明関連)

建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業のうち、

(6) サステナブル倉庫モデル促進事業 (国土交通省連携事業)



営業倉庫への省CO2型・省人化機器等と再エネ設備の同時導入を支援して、サステナブル倉庫を促進します。

1. 事業目的

営業倉庫への省CO2化・省人化機器等及び再生可能エネルギー設備の同時導入事例を創出・横展開することで、サステナブル倉庫モデルの普及を図り、CO2排出削減と担い手不足への対応を同時に実現するとともに、災害時におけるサプライチェーンの維持等の地域課題の解決に貢献する。

2. 事業内容

省CO2化設備等の導入によるエネルギー消費削減、保管作業や荷役作業の省人化に伴う照明・空調のエネルギー消費削減、再エネ設備の導入によるエネルギー供給を行う事業に対して、設備導入コストを補助することにより、サステナブル倉庫モデルを構築・展開する。

◆補助対象設備 :

省人化設備、再エネ設備、蓄電設備、付帯設備、省CO2化設備

◆補助要件 :

倉庫業者が、次の①と②を同時導入すること 等

- ① 営業倉庫の保管区域又は荷役区域への倉庫内作業の省人化機器（無人フォークリフト・無人搬送車・自動化倉庫設備等。導入により省CO2化されるものに限る。）
- ② ①の施設敷地内に設置される再エネ設備（太陽光発電設備等）

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（1/2）（上限1億円）
- 委託先 地方公共団体、民間事業者、団体等
- 実施期間 令和5年度～令和10年度

お問い合わせ先： 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室／住宅・建築物脱炭素化事業推進室 電話：0570-028-341

環境省

【出典】

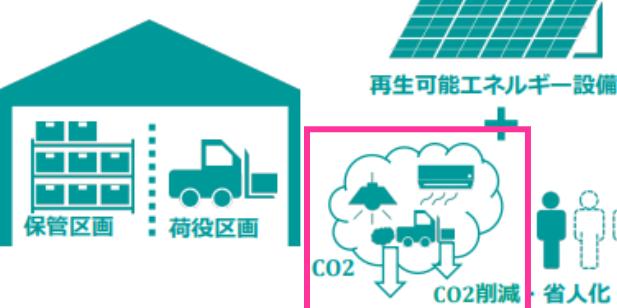
●令和8年度概算要求主要事項 P7

●環境省 地球環境局

<https://www.env.go.jp/content/000335888.pdf>

4. 事業イメージ

● 補助対象事業のイメージ



● 省CO2化・省人化機器等の例



Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業

令和8年度 概算要求（照明関連）

Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業



環境省

【令和8年度要求額 3,000百万円（2,000百万円）】

※3年間で総額5,000百万円の国庫債務負担

バリューチェーンを構成する代表企業と取引先の中小企業等が連携して行う省CO2設備の導入を支援します。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、バリューチェーンを構成する代表企業が、取引先である複数の中小企業等と連携してScope3の削減に資する省CO2設備を導入する取組を支援することで、バリューチェーン全体のCO2排出削減を強力に推進するとともに、産業競争力の強化やGX市場の創造を図る。

2. 事業内容

脱炭素経営の国際潮流を踏まえ、大企業では取引先のCO2排出量（Scope3）の削減の重要度が増している。そこで、代表企業と取引先である連携企業（中小企業等）が行う省CO2設備の導入を支援する。

主な要件：

- 代表企業のScope3削減目標を踏まえて、代表企業と連携企業が、本事業実施後の連携企業のCO2排出量について合意を行っていること
- 代表企業は連携企業と本事業の合意を締結すること
- 代表企業が「GX率先実行宣言」を行っていること

補助対象：現在の設備に対して30%以上の省CO2効果が見込める設備 等

補助率：中小企業1/2

大企業 1/3（「GX率先実行宣言」を行い、かつ、対策によりCO2排出量を3,000t-CO2/年以上削減する場合の補助率は1/2）

補助上限額・事業期間：15億円（1事業者につき）、最大3カ年

3. 事業スキーム

- 事業形態 間接補助事業（補助率：1/2、1/3）
- 補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和7年度～

お問い合わせ先： 環境省地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

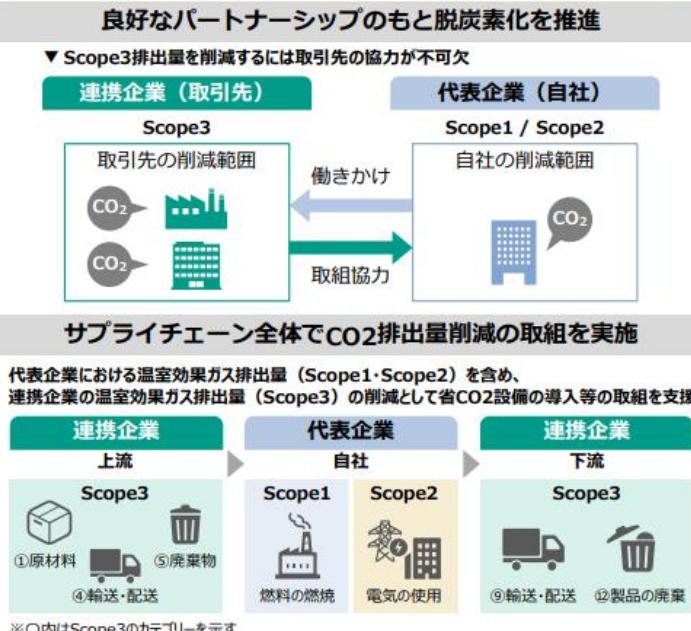
環境省

【出典】

- 令和8年度概算要求主要事項 P1
- 環境省 地球環境局

<https://www.env.go.jp/content/000335890.pdf>

4. 事業イメージ



脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業（SHIFT事業）



【令和8年度要求額 9,786百万円（2,786百万円）】

中小企業等の工場・事業場への脱炭素技術等の導入促進により、CO2排出削減を図ります。

1. 事業目的

地球温暖化対策計画で示された2030年度、2035・2040年度の各目標や2050年カーボンニュートラルの実現に貢献するため、エネルギー起源CO2排出量のより少ない設備・システムへの改修を行う事業者を支援し、積極的な省CO2化投資を後押ししてCO2排出削減を図るとともに、支援した知見を普及展開し省CO2化の浸透を図ります。

2. 事業内容

① 省CO2型システムへの改修支援事業（補助率：1/3、補助上限：1億円または5億円）
中小企業等におけるCO2排出量を大幅に削減する電化・燃料転換・熱回収等の取組※1により、CO2排出量を工場・事業場単位で15%以上又は主要なシステム系統で30%以上削減する設備導入等※2を行ふ民間事業者等を補助金で支援する（3カ年以内）。

※1 蒸気システム、空調システム、給湯システム、工業炉、CGSに関する単純な高効率化改修は補助対象外
※2 複数事業者が共同で省CO2型設備を導入する取組や既存システムへの設備追加により省CO2化を図る取組を含む

② DX型CO2削減対策実行支援事業（補助率：3/4、補助上限：200万円）

DXシステムを用いた中小企業等の設備運用改善による即効性のある省CO2化や運転管理データに基づく効果的な改修設計などのモデル的な取組を行ふ民間事業者等を補助金で支援する（2カ年以内）。

③ 工場・事業場の脱炭素化に向けた課題分析・解決手法に係る調査検討等（委託）

効果的なCO2削減手法について、過年度事業の整理・分析・課題解決の検討等を行い、工場・事業場の脱炭素化普及促進に向けた取組を行う。

3. 事業スキーム

- 事業形態 ①②間接補助事業（補助率：1/3、3/4）、③委託事業
- 委託先・補助対象 民間事業者・団体
- 実施期間 令和6年度～令和11年度

お問合せ先： 環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 地球温暖化対策事業室

電話：0570-028-341

環境省

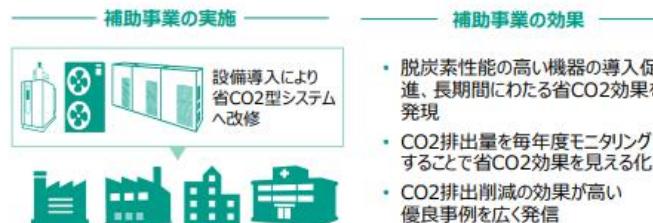
【出典】

- 令和8年度概算要求主要事項 P1
- 環境省 地球環境局

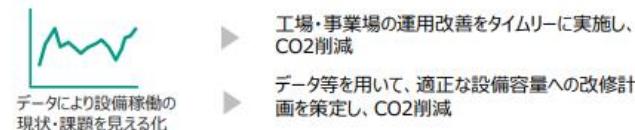
<https://www.env.go.jp/content/000335891.pdf>

4. 事業イメージ

① 省CO2型システムへの改修支援事業



② DX型CO2削減対策実行支援事業



04

国土交通省

基本方針 4

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた道路の脱炭素化の推進

～低炭素で持続可能な道路の実現に向けて～

気候変動の世界的危機に対し、道路の脱炭素化を推進するとともに、
ネイチャーポジティブ（自然再興）の取組との相乗効果を図ります。

道路の脱炭素化

[道路法等の改正による脱炭素の新たな枠組み]

道路脱炭素化基本方針【国】 P22参照



道路脱炭素化推進計画【国、高速会社、自治体等】

[施策の基本的な方向性]

① 道路交通のグリーン化を支える道路空間の創出

次世代自動車の開発・普及を促進するため、道路空間における発電・送電・給電等・蓄電の取り組みを、関係省庁・部局と連携して推進する。



③ 道路交通の適正化

交通容量が低下しているボトルネック箇所や局所的な渋滞箇所の対策を行い、道路交通の適正化を図る。



② 低炭素な人流・物流への転換

公共交通、自転車等の低炭素な移動手段への転換の促進、低炭素な物流システムの構築を促進する。



④ 道路のライフサイクル全体の低炭素化

新技術を積極的に取り入れつつ、建設～管理までのライフサイクル全体のCO₂排出量の削減を推進する。



[道路全体のCO₂排出量の削減目標] (我が国全体の削減目標と一緒に設定)



道路管理分野【Scope1,2】

分野全体に関わる定量化的削減目標を設定
(2040年度73%削減等)



道路整備分野・道路利用分野【Scope3】

個別施策の内容や目標を可能な限り設定し、
道路全体の削減目標に貢献
(今後、各分野全体の定量化的削減目標を設定)



ネイチャーポジティブ（自然再興）

[ネイチャーポジティブの実現に向け、人間と動物が共生できる道路づくりを推進]

ロードキルデータの分析により、路面標示やカーナビ等による効果的な対策を実施。



- 29 -

国土交通省

【出典】

- 令和8年度道路関係予算概算要求概要 P29
- 国土交通省 道路局

<https://www.mlit.go.jp/page/content/001906597.pdf>

(1) 道路のライフサイクル全体の低炭素化

令和8年度 概算要求（照明関連）

4 2050年カーボンニュートラルの実現に向けた道路の脱炭素化の推進

(1) 道路のライフサイクル全体の低炭素化

■ 道路建設から管理までのライフサイクル全体からのCO₂排出量の削減を推進します。

【道路建設・管理の低炭素化】

○低炭素な建設機械の普及などにより、道路工事におけるCO₂排出量を削減

○開発状況を踏まえつつ、パトロールカーなど道路関係車両における次世代自動車※1の導入を推進

・道路関係車両の電動車化率目標：国直轄 100%(R12)



電動油圧ショベル
電動ホイールローダー
低炭素な建設機械の普及を促進
(出典：竹内建設HP)



道路関係車両を次世代自動車へ転換
(出典：仙台市HP)

○低炭素材料の導入や、再生アスファルトなどのリサイクルされた建設材料の利用等を着実に推進

・低炭素アスファルトの合材出荷率目標：6%(R12)

○新たに作成する街路樹点検ガイドラインに基づき、新技術を活用しつつ、計画的な更新や管理等により道路緑化や適切な維持管理を推進



低炭素アスファルトの導入

・アスファルトの中温化技術

道路緑化の推進
(千葉県印西市)

○道路照明LED化・高度化を推進

・道路照明のLED化率目標：国直轄：約48% (R6) ⇒ 100% (R12)



道路照明のLED化



道路照明の高度化

【道路インフラの長寿命化】

○予防保全の観点から計画的・集中的に長寿命化を図り、インフラの更新頻度を減らすことにより低炭素化を推進

※1：「電気自動車」、「ハイブリッド車」、「燃料電池車」の総称

○道路の脱炭素化に資する地方公共団体の取組に対しての支援策を検討

国土交通省

【出典】

- 令和8年度道路関係予算概算要求概要 P30
- 国土交通省 道路局

<https://www.mlit.go.jp/page/content/001906597.pdf>

4. 住宅・建築物における持続可能な社会の構築
既存建築物省エネ化推進事業 継続

令和8年度予算概算要求額:
環境・ストック活用推進事業(47.79億円)の内数

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、建築物ストックの省エネ改修の促進を図るため、躯体の改修及び空調の効率化に資する換気設備の導入等を行う民間等による省エネ改修工事に対して支援を行う。

<現行制度の概要>



【補助額等】

<補助対象> 省エネ改修工事(併せて実施するバリアフリー改修工事・エネルギー計測・省エネ性能の表示)に要する費用

<補 助 率> 補助対象工事の1/3

<限 度 額> 5,000万円/件(設備部分は2,500万円)

※バリアフリー改修工事を行う場合は、当該工事の費用として
2,500万円を上記補助限度額に加算可能

<事業期間> 採択年度を含め原則2年以内 等

【事業の要件】

以下の要件を全て満たす、建築物(非住宅)の省エネ改修工事

- ①躯体(壁・天井等)の省エネ改修(高機能換気設備※を設置する場合は、躯体又は外皮の改修)を伴うものであること
※給気と排気の間で熱交換を行うことで、空調効率の低下を防止する換気設備
- ②改修前と比較して20%以上の省エネ効果が見込まれること
 - ・ただし、外皮改修面積割合が20%を超える場合は15%以上
 - ・高機能換気設備を設置する場合は、改修に係る部分でのエネルギー消費量の算定が可能
- ③改修後に一定の省エネ性能に関する基準を満たすこと
- ④省エネ性能を表示すること
- ⑤改修後に耐震性を有すること
- ⑥事例集への情報提供に協力すること 等

国土交通省

【出典】

●令和8年度住宅局関係予算概算要求概要
P33

●国土交通省 住宅局

<https://www.mlit.go.jp/page/content/001906598.pdf>

4. 住宅・建築物における持続可能な社会の構築 住宅・建築物省エネ改修推進事業

令和8年度 概算要求（照明関連）

4. 住宅・建築物における持続可能な社会の構築 住宅・建築物省エネ改修推進事業 拡充

令和8年度予算概算要求額:
社会资本整備総合交付金等の内数

サーキュラーエコノミーの実現に資する既存住宅の活用の拡大を図るため、省エネ改修に加え、長寿命化や、子育て、防犯など地域の課題解決に向けた改修など、既存住宅の改修に対する支援を強化する。

<現行制度の概要>

住宅		建築物	
省エネ診断	民間実施：国と地方で2／3 公共実施：国1／2	省エネ診断	民間実施：国と地方で2／3 公共実施：国1／3
省エネ設計・省エネ改修(建替えを含む)			
■ 交付対象となる費用			
省エネ設計等費及び省エネ改修工事費を合算した額			
※ 設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の断熱化工事と同類以下。 ※ ZEHレベルの省エネ改修と併せて実施する構造補強工事を含む。 ※ 改修後に耐震性が確保されることが必要(計画的な耐震化を行うものを含む)。			
■ 交付額 (国と地方が補助する場合)			
省エネ基準適合レベル	ZEHレベル	300,000 円/戸 交付対象費用の4割を限度	700,000 円/戸 交付対象費用の8割を限度
※省エネ改修の地域への普及促進に係る取組を行う場合に重点的に支援			
【省エネ改修のイメージ】			
LED照明	断熱材挿入	二重サッシ複層ガラス	高効率給湯器
※耐震改修と併せて実施する場合は、住宅・建築物安全ストック形成事業等において実施			
■ 対象となる工事			
開口部・躯体等の断熱化工事、設備の効率化に係る工事			
※ 設備の効率化に係る工事については、開口部・躯体等の工事と併せて実施するものに限る。 ※ 改修後に耐震性が確保されることが必要(計画的な耐震化を行うものを含む) ※ 省エネ基準適合義務の施行後に新築された建築物又はその部分は、ZEBレベルへの改修のみ対象。			
■ 交付率			
民間実施：国と地方の合計で23% 公共実施：国11.5%			
■ 補助限度額 (国と地方が交付率23%で補助する場合)			
省エネ基準適合レベル	ZEBレベル	5,600 円/m ²	9,600 円/m ²

国土交通省

【出典】

●令和8年度住宅局関係予算概算要求概要
P34

●国土交通省 住宅局

<https://www.mlit.go.jp/page/content/001906598.pdf>

サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）

令和8年度 概算要求（照明関連）

4. 住宅・建築物における持続可能な社会の構築

サステナブル建築物等先導事業（省CO₂先導型）

拡充

令和8年度予算概算要求額:
環境・ストック活用推進事業(47.79億円)の内数

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、住宅・建築物の脱炭素化をさらに推進するとともに、国際的な潮流に対応するため、ライフサイクルカーボンをより的確に算出・評価する先導的な事業等への支援を強化する。

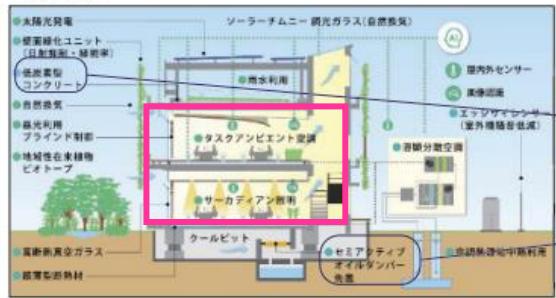
<現行制度の概要>

【事業概要】

CO₂の削減、健康・介護、災害時の継続性、少子化対策、防犯対策、建物の長寿命化等に寄与する先導的な技術が導入されるリーディングプロジェクトを支援

先導技術の一例

■建築物



■住宅



- 高断熱による外皮負荷削減とエネルギー消費量のミニマム化
- 建設時における省CO₂効果がある技術
- 建物を長寿命化させる取組
- 水素吸蔵合金を利用した季節間のエネルギー融通システム
- EV・V2Hによる電力融通
- 街区の緑化、周辺地域の避難場所提供

「先進性」と「普及・波及性」を兼ね備えたプロジェクトを先導的と評価

- ・学識経験者から構成される評価委員会において評価し、採択を決定
- ・「ライフサイクルカーボンをより的確に算出し削減する取組」等に資するプロジェクト等も積極的に評価

<補助対象> 設計費、建設工事費等のうち、先導的と評価された部分

<補助率> 1/2 等

<限度額> 原則5億円／プロジェクト
新築の建築物又は共同住宅について建設工事費の5% 等

国土交通省

【出典】

●令和8年度住宅局関係予算概算要求概要
P36

●国土交通省 住宅局

<https://www.mlit.go.jp/page/content/001906598.pdf>

4. 住宅・建築物における持続可能な社会の構築 省エネ賃貸住宅供給促進事業

令和8年度 概算要求（照明関連）

4. 住宅・建築物における持続可能な社会の構築 省エネ賃貸住宅供給促進事業 新規

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、2030年度以降の「新築住宅におけるZEH水準に相当する省エネ性能の確保」を確実に実現するため、現在の市場における取組状況を踏まえて、更なる普及が必要な賃貸住宅を対象に、ZEH水準の省エネ性能が確保された住宅の新築を支援する事業を創設する。

<現状・課題>

●ZEH水準の住宅

①高断熱化

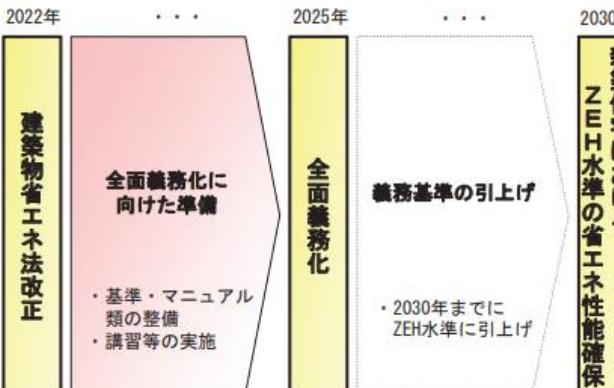


②設備等の高効率化

暖房	削減
冷房	
換気	
照明	
給湯	

断熱基準		一次エネルギー消費量基準
省エネ基準より強化した高断熱基準 (外皮平均熱貫流率の基準例)		
(単位: W/(m²・K))		太陽光発電等による創エネを考慮せず 省エネ基準相当から▲20%
地域区分	1・2地域 (札幌等)	3地域 (函館等)
ZEH基準	0.4	0.5
	0.6	0.6

●住宅の省エネ性能の向上の道すじ



●ZEH水準の賃貸住宅の割合（令和4年度）：19%

●関連する計画（閣議決定）

・地球温暖化対策計画（令和7年2月18日）

具体的には、2022年に改正された建築物省エネ法に基づき、省エネルギー基準適合義務の対象外である住宅の省エネルギー基準への適合を2025年度に義務化するとともに、**2030年度以降新築される住宅についてZEH基準の水準の省エネルギー性能の確保**を目指し、整合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを遅くとも2030年度までに実施する。…くわえて、規制強化のみならず、**2050年に住宅ストック平均でZEH基準の水準の省エネルギー性能確保**の実現に向けて、新築住宅についてはZEH基準の水準及びそれを上回る水準の省エネルギー性能を有する住宅の普及を図る。

・エネルギー基本計画（令和7年2月18日）

政府としては、2050年に**ストック平均でのZEH (Net Zero Energy House)・ZEB (Net Zero Energy Building) 基準の水準の省エネルギー性能の確保**を目指し、これに至る**2030年度以降に新築される住宅・建築物はZEH・ZEB基準の水準の省エネルギー性能の確保**を目指すとの目標を掲げており、建築物省エネ法などの規制と支援措置を一体的に活用しながら、省エネルギー性能の向上及び再生可能エネルギーの導入拡大を進めていく。

国土交通省

【出典】

●令和8年度住宅局関係予算概算要求概要
P37

●国土交通省 住宅局

<https://www.mlit.go.jp/page/content/001906598.pdf>

空港分野における脱炭素化の推進

空港分野における脱炭素化の推進

<事業の概要>

空港脱炭素化の全体目標「2030年度までに、各空港で46%以上の削減(2013年度比)及び再エネ等導入ポテンシャルの最大限活用により、空港全体でカーボンニュートラルの高みを目指す」の達成に向けて、日本の玄関口である空港の脱炭素化を推進するため、あらゆる手段による取組を実施します。

①空港施設・空港車両からのCO₂排出削減に向けた照明・灯火のLED化や空港車両のEV・FCV化、②地上航空機からのCO₂排出削減に向けた走行距離の縮減等を促進します。

また、空港周辺地域との連携や災害時のレジリエンス強化の観点も重視しつつ、③空港の再エネ拠点化に向けて、太陽光発電等の再エネ設備の導入を推進します。

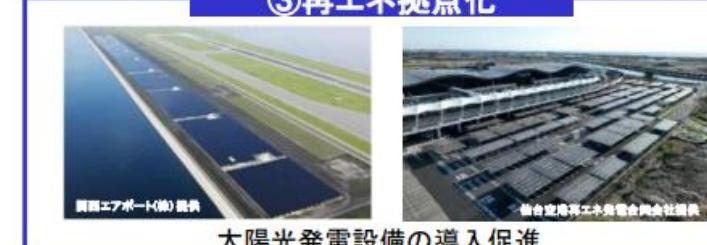
①空港施設・空港車両からのCO₂排出削減



②地上航空機からのCO₂排出削減



③再エネ拠点化



8年度要求額【再掲】82(68)億円

(国際拠点空港、一般空港等の内数)

※()内は前年度予算

令和8年度 概算要求 (照明関連)

国土交通省

【出典】

●令和8年度航空局関係予算概算要求概要
P14

●国土交通省 航空局

<https://www.mlit.go.jp/page/content/001906603.pdf>

(2) 官庁施設におけるZEB等の推進

令和8年度 概算要求（照明関連）

2. 脱炭素社会の実現に向けた官庁施設の整備の推進

(2) 官庁施設におけるZEB等の推進

2050年カーボンニュートラルに向けた取組のほか、官庁施設の**ライフサイクルを通じた環境負荷低減**の推進、各府省庁が行う**温室効果ガス排出削減への技術的支援**等を行います。

2050年カーボンニュートラルに関する政府の動向

令和2年10月「2050年カーボンニュートラル」を宣言

令和7年2月 地球温暖化対策計画、政府実行計画※が閣議決定

※ 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画

2050年カーボンニュートラルに向けた取組

■ZEB化の推進

政府実行計画において「2030年度までに**新築建築物の平均でZEB Ready相当を目標とする**」ことが決定されたことを踏まえ、以下の取組を実施

○新築官庁施設については**原則 ZEB Oriented相当以上**○各府省庁で使用する**環境保全性基準の改定**○地方公共団体と開催する全国営繕主管課長会議において、ノウハウをまとめた事例集**「公共建築物におけるZEB事例研究」を作成・公表**

○ZEB Ready先行事業の実施

名古屋第4地方合同庁舎の設計段階でZEB Readyを達成。

R8.3 完成予定。



名古屋第4地方合同庁舎

ZEB Oriented : 30%～40%以上の省エネ等を図った建築物 ZEB Ready : 50%以上の省エネを図った建築物

■建築物LCAの先行実施

令和7年4月に関係省庁連絡会議により決定された「建築物のライフサイクルカーボンの削減に向けた取組の推進に係る基本構想」において、国が建設する庁舎等における**建築物LCAを先行実施**するとされたことを踏まえ、令和7年度から**新築官庁施設の設計段階において、ライフサイクルカーボンの算定を試行**

建築物LCA : 建築物のライフサイクル全体における環境負荷を算定・評価すること

ライフサイクルカーボン : 建築物のライフサイクル全体を通じたCO₂等

■太陽光等の再生可能エネルギー利用の推進

官庁施設における環境負荷低減の推進

自然エネルギーの利用

- ・太陽光発電
- ・自然換気・自然光利用

負荷の低減

- ・断熱性・気密性の向上
- ・庇等による日射の遮断
- ・高性能ガラス
- ・複層ガラス

長寿命

- ・大部屋方式、乾式間仕切り等の採用で内部機能の変化に対応

エコマテリアル

- ・VOC対策の徹底
- ・木材利用
- ・リサイクル材料の利用

自然共生社会の形成

- ・構内緑化等
- ・雨水利用

適正使用・適正処理

- ・建設副産物の発生抑制
- ・建設発生土の適正処理

エネルギー・資源の有効利用

- ・LED照明
- ・屋外利用
- ・初期照度補正
- ・人感センサ
- ・変風量制御
- ・変流量制御
- ・高効率熱源
- ・BEMS等によるエネルギー消費の見える化、最適化

雨水利用の推進

雨水の利用の推進に関する法律(平成26年5月1日施行)に基づき定められた以下の目標により官庁施設における**雨水の利用を推進**

■国等による自らの雨水の利用のための施設の設置に関する目標
(H27.3閣議決定)

建築物を新たに建設するに当たり、その最下階床下等に雨水の一時的な貯留に活用できる空間を有する場合には、原則として、自らの雨水の利用のための施設を設置する。

政府実行計画に基づく各府省庁への技術的支援

各府省庁へ省エネルギー及び温室効果ガス排出削減に関する情報提供、施設整備における省エネルギー対策、施設の運用改善に関する**技術的な支援・助言を実施**

国土交通省

【出典】

●令和8年度官庁営繕関係予算概算要求概要

P11

●国土交通省 官庁営繕部

<https://www.mlit.go.jp/page/content/001906605.pdf>



東芝グループ経営理念

人と、地球の、明日のために。

**Committed to People,
Committed to the Future.**